沖縄県最低賃金改定の推移

沖縄労働局
単位：円

改定年度	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年
日　額	ー	1,500	1,730	1,902	2,087	2,227	2,373	2,542	2,710	2,859	2,952	3,045	3,156	3,252	3,324	3,425
時間額	128	188	216	238	261	280	297	318	339	358	369	381	395	407	416	429
発効日	49. 3.24	50. 2.28	51. 2.15	51.12. 5	52.10.30	53.10.13	54.10. 8	55.10. 6	56.10.26	57.11.25	58.10. 5	59.10. 5	60.10. 3	61.10. 3	62.10. 3	63.10. 2

改定年度	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	
日　額	3,565	3,738	3,923	4,090	4,220	4,322	4,424	4,521	4,625	4,713	4,757	4,796	4,829	廃止※1
時間額	446	468	491	512	528	541	554	566	579	590	595	600	604	
発効日	元. 9.30	2. 9.30	3. 9.30	4. 9.30	5. 9.30	6. 9.30	7. 9.30	8. 9.30	9. 9.30	10.10. 1	11.10. 1	12.10. 1	13.10.1	

改定年度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
時間額	604	605	606	608	610	618	627	629	642	645	653	664	677	693	714	737
前年比	0	1	1	2	2	8	9	2	13	3	8	11	13	16	21	23
発効日	14.10.1	15.10.1	16.10.1	17.10.1	18.10.1	19.10.28	20.10.31	21.10.18	22.11.5	23.11.6	24.10.25	25.10.26	26.10.24	27.10.9	28.10.1	29.10.1

改定年度	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
時間額	762	790	792	820	853	896
前年比	25	28	2	28	33	43
発効日	30.10.3	1.10.3	2.10.3	3.10.8	4.10.6	5.10.8

※1　「日額」、「時間額」で定められていた最低賃金は、平成14年度から「時間額」のみとなり、「日額」設定が廃止された。

沖縄県特定（産業別）最低賃金改定の推移

沖縄労働局　　単位：円

最低賃金の種類	改定年度	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
新聞業最低賃金	日額	4,252	4,456	4,656	4,806	4,913	5,021	5,132	5,249	5,346	5,394	5,437	5,475	廃止	—	—	690
	時間額	532	557	582	601	615	628	641	656	669	675	680	685	686	687	688	
	発効日	2.12.26	3.12.20	4.12.17	5.12.26	6.12.22	7.12.20	8.12.19	9.12.12	10.12.25	11.12.10	12.12.8	13.12.2	14.12.5	15.12.6	16.12.5	17.12.2
糖類製造業最低賃金	日額	4,031	4,226	4,417	4,560	4,671	4,780	4,888	5,000	5,095	5,142	5,184	5,224	廃止※1	—	—	657
	時間額	504	529	553	570	584	597	610	625	637	643	648	653	654	655	656	
	発効日	2.12.21	3.12.19	4.12.25	6. 1. 1	6.12.11	7.12.15	8.12.13	9.12.12	10.12.11	11.12. 1	12.12. 7	13.11.28	14.11.29	15.11.30	16.12.1	17.12.10
各種商品小売業最低賃金	日額	3,907	4,102	4,286	4,424	4,531	4,638	4,744	4,855	4,949	4,995	5,036	5,069	廃止	—	—	640
	時間額	489	513	536	553	567	580	593	607	619	625	630	635	636	637	638	
	発効日	2.12.22	3.12.22	4.12.19	5.12.22	6.12. 7	7.12. 7	8.12. 7	9.12. 7	10.12. 6	11.12. 9	12.11.29	13.12.1	14.11.30	15.12.4	16.11.26	17.11.30
自動車小売業最低賃金	日額	3,901	4,094	4,278	4,416	4,523	4,630										
	時間額	488	512	535	552	566	579	凍結	凍結	凍結	廃止						
	発効日	2.12.21	3.12.25	4.12.24	5.12.19	6.12. 7	7.12. 6				11.9.14						
自動車（新車）小売業最低賃金	日額							4,740	4,852	4,944	4,990	5,032	5,069	廃止	—	—	640
	時間額							592	606	618	624	629	634	636	637	638	
	発効日							8.12.18	9.12. 6	10.12. 5	11.12. 5	12.12. 2	13.12.2	14.12.1	15.12.5	16.12.2	17.11.30
畜産食料品製造業最低賃金	日額	3,977	4,174	4,362	4,503	4,612	4,720	4,826	4,937	5,033	5,080	5,122	5,156	廃止	—	—	649
	時間額	498	522	545	563	577	590	603	618	630	635	640	645	646	647	648	
	発効日	2.12.26	3.12.28	4.12.26	5.12.31	6.12. 8	7.12.14	8.12.12	9.12.13	10.12.12	11.11.28	12.12. 6	13.11.25	14.11.22	15.11.23	16.11.27	17.12.10
清涼飲料、酒類製造業最低賃金	日額	3,992	4,185	4,369	4,510	4,619	4,727	4,834	4,945	5,040	5,086	5,128	5,163	廃止	—	—	651
	時間額	499	524	547	564	578	591	604	619	630	636	641	646	647	648	649	
	発効日	2.12.26	3.12.21	4.12.30	5.12.24	6.12. 9	7.12. 9	8.12. 8	9.12.10	10.12.12	11.12.2	12.11.30	13.12.8	14.11.27	15.11.29	16.11.20	17.12.4

※1

最低賃金の種類	改定年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
新聞業最低賃金	時間額	694	705	717	724	737	744	759	768	775	783	795	808	823	835	※2	853
	発効日	18.11.26	19.11.29	20.12.4	21.12.2	22.11.26	23.12.18	24.12.1	25.11.28	26.11.27	27.11.27	28.11.5	29.11.15	30.11.15	1.11.16	-	3.11.12
糖類製造業最低賃金	時間額	659	664	670	672	676	679	686	693	700	709	726	747	769	※3	※3	※3
	発効日	18.12.1	19.12.6	20.11.23	21.11.27	22.12.8	23.12.18	24.12.8	25.12.5	26.11.23	27.11.26	28.11.24	29.11.11	30.11.25	-	-	-
各種商品小売業最低賃金	時間額	643	648	655	657	664	668	676	685	692	702	723	745	770	※3	※3	※3
	発効日	18.12.7	19.11.30	20.12.4	21.12.2	22.11.28	23.12.15	24.12.5	25.11.29	26.11.30	27.11.29	28.11.4	29.11.23	30.11.23	-	-	-
自動車（新車）小売業最低賃金	時間額	642	650	657	659	666	671	681	693	705	717	732	750	770	※3	※3	※3
	発効日	18.12.6	19.12.2	20.11.26	21.11.29	22.1127	23.12.14	24.12.2	25.11.29	26.11.27	27.11.28	28.11.13	29.11.22	30.11.18	-	-	-
畜産食料品製造業最低賃金	時間額	651	656	661	663	668	671	677	683	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4
	発効日	18.11.30	19.12.6	20.12.10	21.12.6	22.12.5	23.12.21	24.12.9	25.12.11	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料、酒類製造業最低賃金	時間額	653	658	664	666	671	674	680	686	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4	※4
	発効日	18.11.29	19.12.6	20.11.29	21.12.4	22.12.4	23.12.16	24.12.12	25.11.23	-	-	-	-	-	-	-	-
沖縄県最低賃金（参考）	時間額									677	693	714	737	762	790	792	820
	発効日									26.10.24	27.10.9	28.10.1	29.10.1	30.10.3	1.10.3	2.10.3	3.10.8

最低賃金の種類	改定年度	令和4年	令和5年
新聞業最低賃金	時間額	879	※2
	発効日	4.11.17	-
糖類製造業最低賃金	時間額	※3	※3
	発効日	-	-
各種商品小売業最低賃金	時間額	※3	※3
	発効日	-	-
自動車(新車)小売業最低賃金	時間額	※3	※3
	発効日	-	-
畜産食料品製造業最低賃金	時間額	※4	※4 (廃止)
	発効日	-	-
清涼飲料、酒類製造業最低賃金	時間額	※4	※4 (廃止)
	発効日	-	-
沖縄県最低賃金(参考)	時間額	853	896
	発効日	4.10.6	5.10.8

※1 「日額」、「時間額」で定められていた最低賃金は、平成14年度から「時間額」のみとなり、「日額」設定が廃止された。

※2 「新聞業」については、令和2年度及び令和5年度は改定なし。

※3 「糖類」、「各種商品」、「自動車(新車)」については令和元年度より改定なし。現在は、沖縄県最低賃金額が適用される。

※4 「畜産食料品」、「清涼飲料、酒類」については平成26年度より改定なし。令和5年9月28日限り廃止。現在は沖縄県最低賃金額が適用される。

沖縄県特定（産業別）最低賃金の適用業種について

※「業種分類は日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づいたものである」

新　　聞　　業

日本産業標準分類の映像・音声・文字情報制作業のうち新聞業（413）で、主として新聞の発行を行う事業所が該当する。印刷を主とする新聞印刷業はこれに該当しない。

糖　類　製　造　業

日本標準産業分類の食料品製造業のうち糖類製造業（095）で、主として国内産の甘味資源作物を原料として、砂糖を製造する「砂糖製造業（0951）」、購入した粗糖を精製して、砂糖を製造する「砂糖精製業（0952）」、ぶどう糖・水あめ・異性化糖を製造する「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業（0953）」が該当する。砂糖菓子製造業はこれに該当しない。

各 種 商 品 小 売 業

日本産業標準分類の各種商品小売業のうち、衣・食・住にわたる各種商品を小売りする事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所が該当し、各種商品小売りを管理、補助的経済活動を行う事業（560）、従業者が常時 50 人以上の「百貨店、総合スーパー（561）」、従業者が常時 50 人未満の「その他の各種商品小売業（569）」が該当する。衣・食・住にわたらない事業所は主たる販売商品によって分類する。

自動車（新車）小売業

日本産業標準分類の機械器具小売業で自動車小売業（591）のうち、主として自動車（新車）を小売する「自動車（新車）小売業（5911）」が該当する。